

## ◇ 相続の放棄と死亡保険金

**Q** : 先日夫が亡くなりました。夫は生前、事業に失敗し多額の借金があったため、相続放棄の手続きをしようと思っています。

ところで、相続放棄をした場合には、私が受取人になっている保険金も受け取ることができないのでしょうか。

**A** : 相続を放棄した場合でも、保険金は受け取ることができます。

### 【解説】

生命保険金は、民法上の相続財産ではなく、契約者と受取人との契約に基づくもので、受取人の固有の財産とされています。したがって、たとえ相続を放棄したとしても、生命保険金を受け取る権利はなくなりません。

民法では、相続の開始を知った日から3か月以内に家庭裁判所に相続放棄の手続きを行った者は、はじめから相続人でなかったものとみなされます。したがって、相続を放棄した者が、生命保険金を受け取った場合には、相続人以外の者が遺贈によりそれを取得したものとみなされます。

ご質問のように、相続を放棄しても生命保険金を受け取ることはできますが、受け取った生命保険金は遺贈により取得したものとみなされて、相続税の対象になります。その際、「相続を放棄した者」は「相続人」としての扱いは受けられませんので、生命保険金に係る非課税の規定は適用されません。

